

市民公益活動団体（任意団体）の会則について

任意団体の会則や規約は、特にこれ、という形式はありません。法人の場合は「定款」として法律上記載しなければならない内容が規定されていますが、任意団体の場合は、その団体の活動内容に合わせて自由につくればよいでしょう。形式的な団体の規則を定めるものとしてだけでなく、自分たちの団体の活動内容を明文化することによって、会員の団体に対する意識の共有化を図るなどの目的として考えれば、また違ったものに見えるのではないのでしょうか？

ただし、一般的に会則や規約は皆さんの団体がどんな団体であるかを公に示すものでもあります。柏市民公益活動促進条例上の特定契約登録や、センター利用登録をする際にも必要になります。そのため最低限記載しておくべき内容がいくつかあります。

会則は何もない状態から作ろうとすると大変な作業ですが、下例を参考にして、団体の特徴を活かした個性的な会則をつくってみてください。

〇〇〇会 会則

（名称） ← **必須事項！**

第1条 本会は、〇〇〇会と称する。

（事務所） ← **必須事項！「会長宅とする」「柏市内に置く」等でもかまいません。**

第2条 本会の事務所は、柏市〇〇に置く。

（目的） ← **必須事項！設立年月日も記載しておくといよいでしょう。**

第3条 本会は、〇〇〇に関する活動（事業）を行うことにより、〇〇〇することを目的とし、〇年〇月〇日設立する。

（活動・事業の種類） ← **必須事項！**

第4条 本会は、前条の目的を達成するために〇〇〇活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 〇〇〇
- (2) 〇〇〇
- (3) . . .

（会員） ← **必須事項！**

第5条 本会の会員は、次の〇種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 〇〇会員は、. . .

（入会） ← **必須事項！**

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、〇〇の承認を得るものとする。

（会費） ← **金額については「総会において別に定める」等の記載でもかまいません。**

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 〇〇〇円
- (2) 賛助会員 〇〇〇円

（退会） ← **必須事項！「任意」に退会できることが必要です。**

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を〇年以上納入しないとき。

（役員） ← **必須事項！役員名称はこの例に限りません。**

第9条 本会に次の役員を置く。（※）

- (1) 会長
- (2) 副会長

(3) 監査役 ← **監査役は会員から選び、役員の兼任はできません。**

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

※ 公益性を確保するため、役員は原則3人以上としてください。

※ また、役員の1/3以上を配偶者と三親等以内の親族が占めることはできません。

・ 役員数が5名以下の場合、親族等は1名も含むことはできません。

・ 役員数が6名以上の場合は、1名のみ親族等を含むことができます。 (特定非営利活動促進法に準ずる規定)

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(資産) ← **必須事項!**

第12条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(総会) ← **必須事項! 総会で議決すべき規定も定めておくといでしょう。**

第13条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 事業の変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第15条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 会長は、毎事業年度終了後〇か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度) ← **必須事項!**

第17条 本会の事業年度は、〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日までとする。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(解散) ← **必須事項!**

第19条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第20条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更) ← **必須事項!**

第21条 この会則は、総会において、出席者の〇分の〇以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、〇年〇月〇日から施行する。